

貴自治体名 津 島 市

懇談日時 10月 30日(水) 午後 1時～ 2時

懇談会場 入 札 室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2019年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

**【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(高齢介護課・福祉課) 電話(0567-24-1123) FAX(0567-25-8480)
メールアドレス(jinjhisyo@city.tsushima.lg.jp)**

(1) 介護保険料の独自減免制度

① 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

() ない

(○) ある → 実施年月(2001年10月) 2018年度実績(0)件(0)円

② 市町村独自の低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

第1 所得段階に該当する者で被保護者でない老齢福祉年金受給者のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。申請日以降に納期限が到来する同日が属する年度の納期に係る保険料額の100分の50に相当する額

(1) その属する世帯のすべての者が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の市民税を課せられていないこと。

(2) 市町村民税課税者に扶養されていないこと。

(3) 資産等を活用しても、なお、生活が困窮している状態にあること。

2) 保険料の全額免除はありますか。 (○) ない () ある

3) 資産保有による制限はありますか。 () ない (○) ある

4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○) ない () ある

5) 申請は必要ですか。 (○) 必要 () 不要

③ 収入減少を理由にした保険料減免制度の要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

生計維持者の前年の合計所得金額が介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条第1項第7号に規定する第2基準所得金額以下であって、生計維持者が条例第13条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当することにより、生計維持者の当該年度中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べ、2分の1以下に減少すると認められる場合。

⇒申請日以降に納期限が到来する同日が属する年度の納期に係る保険料額の100分の50に相当する額を減免する。

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) その他特別な理由があるものとして、市長が特に必要があると認めたとき。

(2) 保険料滞納の状況と処分件数について(2018年度実績)

1) 保険料滞納者数 (1,162) 件

2) 「償還払い」処分件数 (0) 件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0) 件

4) 「3割負担」処分件数 (8) 件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 (0) 件

(3) 介護保険利用料の独自減免制度

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ない

()ある → 実施年月(年 月) 2018年度実績()件()円

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※2019年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(4) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

※個人情報関係で施設側から個人特定できる資料提供がされないため、名寄せはできません。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(延 299)人(2019年4月1日現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(10)人 待機者数(114)人 (2019年4月1日現在)

()把握していない

(5) 施設サービス基盤整備(第7期計画)

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期(2018年度)						第7期計画(2019・2020年度)			
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2019年度(新規)		2020年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	3 (0)	248 (0)	3 (0)	248 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	248 (0)	3 (0)	248 (0)
介護老人保健施設	6 (0)	468 (0)	6 (0)	468 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	468 (0)	6 (0)	468 (0)
認知症グループホーム	4 (0)	72 (0)	4 (0)	72 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	72 (0)	4 (0)	72 (0)
特定施設入居者生活介護事業所	— (—)	— (—)	2 (—)	150 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(6) 介護施設の夜勤形態について

①施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2 交替夜勤	3 交替夜勤
特別養護老人ホーム			
介護老人保健施設			
グループホーム	4	4	
小規模多機能	1	1	
看護小規模多機能			
短期入所			

②上記施設の内、たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(同じシフトで働くスタッフの休憩時の1人配置を含む)

	2 交替夜勤	3交替夜勤
特別養護老人ホーム		
介護老人保健施設		
グループホーム	4	
小規模多機能	1	
看護小規模多機能		
短期入所		

(7) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(911)人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は各年度(2019年度は4～6月)の月平均をご記入ください。

サービス	事業所数			利用人数		
	2017年	2018年	2019年	2017年度	2018年度	2019年度
現行の訪問介護 相当の訪問介護	0	0	0	0	0	0
生活支援型訪問A (緩和した基準)	21	26	29	8	116	113
現行の通所介護 相当の通所介護	0	0	0	0	0	0
通所型サービスA (緩和した基準)	37	40	40	27	279	285
通所型サービスC (短期集中予防)	0	0	0	12	0	0

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

()ある (○)ない その他()

→ある場合

1)そのサービスの名称:()

2)制限期間の数字をご記入ください。

・()週間で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続、()週間で終了

④総合事業への一般財源からの繰り入れはありますか。あればその繰入額をご記入ください。

(○)ある → 繰入額(2018年度実績) 17,150,000円

()ない

⑤総合事業における現在の問題点や利用者の状況がありましたら、ご記入ください。

(8) 住宅改修などの受領委任払い制度

①住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2006年 4月 1日) 2018年度実績(200)件
 ()検討中である ()実施の予定がない

②福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2004年 4月 1日) 2018年度実績(196)件
 ()検討中である ()実施の予定がない

③高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

(9)高齢者福祉施策

①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="radio"/> 有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業 担い手
安否確認・見守り	<input checked="" type="radio"/> 有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業 担い手
日常生活支援	<input checked="" type="radio"/> 有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業 担い手
買い物支援	<input checked="" type="radio"/> 有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業 担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称	ふれあいバス	
	利用料	1乗車 100円均一(小学生以下は無料) ※津島駅降車後の他コースへの乗り継ぎ無料(1回限り)	
	その他特記事項	高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策に該当有	
	2018年度の運行実績	運行日数 307人(祝日を含む月～土曜日を運行) 利用者数 60,001人	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2018年度の助成実績
	高齢者		()人
	障害者	・身体障害者手帳 1～3級の方、療育手帳 A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方、戦傷病者手帳特別項症から第5症までの方、被爆者健康手帳を所持する方 ・利用1回につき、1,000円以内を助成(500円助成券を年間最大24枚交付)	(647)人
要介護認定者		()人	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ()していない ()検討中である 内容 運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた市内在住で70歳以上の高齢者の方に対し、「津島市ふれあいバス無料乗車券」(10回分)を交付。		

③サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
一般介護予防事業 (集いの場)	市民グループ等	介護予防のための活動 に対し補助金を交付	4,000円(初回のみ) 3,000円(月額)

(10) 介護認定者の障害者控除の認定について

- ① 認定書の発行枚数(2018年度実績)は (861) 枚
- ② 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
 申請書を送付している → 2018年度(1,844)件
 認定書を送付している → 2018年度()件
 自動的に送付していない
- ③ 認定書の発行の要件
 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する
 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する
 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(保険年金課) 電話(0567-24-1123) FAX(0567-25-8480)
メールアドレス(jinjihisy@city.tsushima.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2017年度	2018年度	2019年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (7.8) %	× (8.22) %	× (8.22) %
	資産割	固定資産税額	× (22) %	× (11) %	× (11) %
	均等割	加入者1人につき	29,000円	30,600円	30,600円
	平等割	1世帯につき	28,000円	29,100円	29,100円
1人当たり調定額(平均保険料)			85,529円	87,010円	87,165円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			4,241円	2,393円	4,689円

※2019年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- ① 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。 ※生活保護受給期間の減免は除く。

以下すべての条件を満たす場合に減免が適用され、保険税額の30%に相当する額を減免する。
 ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされている。
 ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が33万円以下であること。
 ・当該年の4月1日現在に国保加入世帯であること。

- ② 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

以下すべての条件を満たす場合に減免が適用され、前年中の総所得金額が250万円以下の場合には所得割額の50%に相当する額、250万円を超え500万円以下の場合には所得割額の30%に相当する額を減免する。
 ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされている。
 ・世帯主及び国保加入者の今年中の総所得金額の合計が、前年に比べ3分の2以下に減少する見込みであること。
 ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額の合計が500万円以下であること。

- ③ 子どもの均等割などの減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

実施していない。

(3) 資格証明書 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

- ① 資格証明書は交付していますか。 交付していない 交付している → () 世帯

②資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- (○)国の基準どおり実施している
- () 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- () 高校生世代以下の子どもがいる世帯
- () 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- () 病弱者のいる世帯
- () 次の場合は、交付対象から除外している

③資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

納付があれば、その場で短期証を発行。
緊急搬送等、やむを得ない場合は納付が無くても発行。

(4)短期保険証 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内(198)人 ・2カ月(117)人 ・3カ月(107)人 ・4カ月(13)人
- ・5カ月(42)人 ・6カ月(209)人 ・1年(2)人 ・その他()

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

津島市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付並びに保険給付の支払の差し止め等に関する取扱要綱の規定に基づき、その世帯の状況を考慮して対応している。

(5)保険料(税)滞納者への差押え

①差し押さえの基準をご記入ください。

差押え予告書に対し、何ら納付・相談がない者。
基本的には分納誓約が誠実に履行されていなければ行わないが、分納額が少額の場合は差押えを行う場合もある。

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度	
予告通知書の発行		69 件	57 件	
差押え	差押え世帯数	38 件	21 件	
	差押え件数合計	47 件	30 件	
	件数内訳	不動産	11 件	7 件
		預貯金	35 件	18 件
		生命保険(内学資保険)	0 件	1 件
その他		1 件	4 件	
競売による現金化		0 件	0 件	
徴収の猶予	申請件数	0 件	1 件	
	許可件数	0 件	1 件	
換価の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
	職権件数	0 件	0 件	
滞納処分の停止	適用件数	288 件	250 件	
	件数内訳	無資力	237 件	193 件
		生活保護	0 件	0 件
		生活困窮	30 件	27 件
		所在不明	21 件	30 件
その他	0 件	0 件		

(6)国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2019年8月1日現在でご記入ください。

①交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

②保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (163)人
③その他 ()

(7) 一部負担減免制度

①一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

※2018年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

②相談・申請の実績(2018年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0)件 ・申請件数 (0)件
・減免件数 (0)件 ・減免金額 (0)円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化

()簡素化している(年 月受診分から実施) (○)検討中 ()簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

①運営協議会の公開 (○)公開していない ()公開している

②運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

**3. 税の滞納について 担当課(収 納 課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)
メールアドレス(jinjihisyo@city.tsushima.lg.jp)**

(1)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度	
徴収の猶予	申請件数	0件	1件	
	許可件数	0件	1件	
換価の猶予	申請件数	0件	0件	
	許可件数	0件	0件	
	職権件数	0件	0件	
滞納処分の停止	適用件数	551件	486件	
	件数内訳	無資力	466件	380件
		生活保護	38件	38件
		生活困窮		
所在不明	47件	68件		

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2018年度内に引き継いだ件数) (78)件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

督促等市からの催告に応じない人、納税相談、分割納付を確約しても約束を守らない人、税金を払う資力があるにもかかわらず年間の分納総額が本来の年税額より少額である人、滞納額が高額である人。

(4) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

(○)引き継ぐ ()引き継がない

**4. 生活保護 担当課(福 祉 課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)
メールアドレス(jinjihisyo@city.tsushima.lg.jp)**

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2018年度相談件数 (124)件、申請件数 (103)件、そのうち保護開始件数 (86)件

(2) 2019年4月現在の受給世帯数と人数 (354)世帯、(468)人

(3) 過誤払い件数・金額

	①過誤払い件数・金額		②返還請求件数・金額		③返還した件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2016年度分	6件	327,440円	6件	327,440円	6件	327,440円
2017年度分	0件	0円	0件	0円	0件	0円
2018年度分	0件	0円	0件	0円	0件	0円

※②、③の件数・金額は、「①過誤払い件数・金額」の発生した年度にご記入ください。

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2018年4月現在	4人	4年 4カ月	0人	85世帯	113人
2019年4月現在	5人	4年 8カ月	0人	71世帯	94人

5. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)

メールアドレス(jinjihisyo@city.tsushima.lg.jp)

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2018年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)平成31年4月1日
(改定内容)

- (3) 妊産婦への医療費助成制度を実施していますか。実施している場合、実施内容をご記入ください。
()実施している ()検討中である (○)実施していない

(実施年月日)

(実施内容)

平成31年4月診療分から中学校卒業までの所得制限を廃止し、現物給付をしています。引き続き、中学校卒業から18歳年度末までの世帯で、経済的に支援が必要な家庭への助成をしています。

6. 子育て支援策 担当課(子育て支援・学校教育課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)

メールアドレス(jinjihisyo@city.tsushima.lg.jp)

- (1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- ① 自立支援計画の有無について ()ある()年 月策定 (○)ない
 ② 自立支援給付金事業について (○)実施()年 月実施 ()未実施
 2018年度実績 ()3件 給付額()90,072円
 2019年度予算 ()4件 給付額()1,291,000円
 ③ 日常生活支援事業について ()実施()年 月実施 (○)未実施
 2018年度実績 ()件 給付額()円
 2019年度予算 ()件 給付額()円
 ④ 教育・学習支援について ()実施()年 月実施 (○)未実施

2018年度実績 ()カ所()人 実施時期()
 2019年度予算 ()カ所()人 実施時期()

⑤NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

- 1)「無料塾」への支援について ()実施()年 月実施) (○)未実施
 2018年度実績 ()カ所()人、2019年度予算 ()カ所()人
 支援方法()
- 2)「こども食堂」への支援について ()実施()年 月実施) (○)未実施
 2018年度実績 ()カ所()人、2019年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2018年度	2019年度
受給者数	561 人	587 人
受給割合	11.4%	13.0%
支給額	37,284,191 円	42,821,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2019年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()1.0)倍・金額()円 平成 25 年 8 月生活扶助基準見直し前の生活保護基準額 1.0 倍
--

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()185 万)円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()258 万)円

④申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
 ()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
 (○)日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 ()その他()

(3)学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

(○)行っている ()行っていない ()検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

小学校・中学校それぞれ1食当たり15 円補助

(4)保育について

①保育施設の数について (2019年4月1日現在)

認可保育所 (か所)	公立	2
	民間	6
その他の 認可保育施設 (か所)	家庭的	
	小規模保育事業A	
	小規模保育事業B	
	小規模保育事業C	
	事業所内保育所	
認可外保育施設 (か所)	居宅訪問型保育	
	全体数	5
	その内指導監督基準を満たさない施設の数	
企業主導型保育事業数 (か所)		

②認可外保育施設への市町村独自での立ち入り・巡回指導等について

- 1)実施状況 ()実施している ()検討中である (○)実施していない
2)実施している場合の頻度()
3)具体的な実施内容()

③指導監督基準を下回る認可外施設・事業に対する施策に補助や助成など「質」向上のために実施している施策があればご記入ください。

--

④幼児の副食材料費の徴収に伴い、保育料無償化以前の利用料負担を上回る家庭はありますか。
(○)ない ()ある → その場合の金額()円

⑤給食費の市町村独自の補助・減免措置について

- 1)実施状況 ()実施している ()検討中である (○)実施していない
2)実施している対象
()乳児の主食費 ()乳児の副食費 ()幼児の主食費 ()幼児の副食費
※実施している場合は具体的な内容をご記入ください。

--

7. 障害者施策 担当課(福 祉 課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)

メールアドレス(jinjhisyo@city.tsushima.lg.jp)

(1)入所施設について(2019年7月時点)

- ・入所施設設置数 ()カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 (110)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年比(100)%

(2)グループホームについて(2019年7月時点)

- ・グループホーム設置数(10)カ所 対前年比(100)%
- ・共同生活援助支給決定数 48人 対前年比(126)%

(3)訪問系各サービスの支給状況について(2019年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	76	110	158	30
重度訪問介護	1	100	20	20

地域生活支援事業

移動支援	40	83	39.5	10
------	----	----	------	----

※最多支給時間は2019年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4)障害者総合支援法第7条 40歳以上の特定疾患または65歳以上障害者の障害福祉サービスの利用についてご記入ください。(いずれかに○)

- ()介護保険の申請を行わない障害福祉サービス利用者は、障害福祉サービスを打ち切っている。
(○)本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしている。

※利用できる場合、支給決定期間を短くするなどの条件がある場合は、その条件をご記入ください。

居宅介護の障がい福祉サービスを利用する時のみ、在宅の障がい者であり、1月当たりの要介護状態区分の支給限度額まで介護保険のサービスを利用しており、その100分の50以上を訪問介護で利用していることを条件としている。
--

(5)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

- ・2019年度支給予定者総数 ()人、7月1日現在の受給者総数()人

(6) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

(○)ない

()ある ※ある場合は具体的な対象要件をご記入ください。

--

(7) 障害者グループホームの体制について

- ・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(10)カ所中(10)カ所
- ・夜勤体制をとっているところ (9)カ所
- ・宿直体制をとっているところ (0)カ所
- ・夜間通報体制をとっているところ (10)カ所
- ・夜勤体制を複数でおこなっているところ (2)カ所

(8) 県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

(○)ない

()ある ※ある場合は具体的な補助内容をご記入ください。

--

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康推進課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)

メールアドレス(jinjhisyo@city.tsushima.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	実施なし	円	円	予定なし
ロタウイルス	実施なし	円	円	予定なし
子どものインフルエンザ	実施なし	円	円	予定なし
麻しん(接種漏れの人)	実施なし	円	円	予定なし

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	年度内に 65 歳から 5 歳きざみに 100 歳までの方及び 100 歳以上の方	6,047 円	2,000 円	平成 26 年 10 月から
高齢者用肺炎球菌(任意)	実施なし	円	円	予定なし

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

()実施している。 (○)実施していない。 ()検討中

9. 健診事業 担当課(健康推進課)電話(0567-24-1123)FAX(0567-25-8480)

メールアドレス(jinjhisyo@city.tsushima.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

1回 平成30年7月

(2) 妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況・実施年月をご記入ください。

年に6回実施 奇数月に月1回実施

(3) 保健所・保健センターへの歯科衛生士の配置について、人数、常勤・非常勤区分をご記入ください。

保健センターの歯科衛生士の配置(1人・常勤)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2018年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	H30年11月17日 R元年10月5日
	⑥障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書・要望書	年 月 日

* 2018年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。